# 令和6年度 愛媛県障がい者工賃向上支援アドバイザー派遣事業 実施要項

## 1 目 的

本会では、県から「愛媛県障がい者工賃向上計画支援事業」を受託し、障がい者が地域で自立して生活できるよう工賃向上に向けた取り組みを支援するため、工賃向上に取り組む事業所に対して、中小企業診断士等の資格を持ったアドバイザーを派遣し、各事業所における課題の整理とその解決方法の検討を行うとともに、企業的な経営手法の導入を促し、売上の向上を目指すことを目的として、本事業を実施します。

## 2 主 催

愛媛県

#### 3 実施主体

愛媛県社会就労センター協議会(事務局:社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会)

#### 4 対象事業所

工賃向上計画を策定し、県に提出している次の事業所

- (1) 就労継続支援B型事業所
- (2) 就労継続支援A型事業所
- (3) 小規模作業所
- (4) 地域活動支援センター

※過去に本事業を利用した事業所も申請可能ですが、原則、未実施の事業所を優先します。

#### 5 派遣事業所数(指導回数)

2事業所程度(指導回数は1事業所当たり10回程度)

# 6 経費負担

派遣する指導者の謝金・旅費は、本会が負担します。

#### 7 申請方法

別添「派遣申請書」に必要事項をご記入の上、<u>7月19日(金)</u>までに下記事務局へメールでご提出ください。

※様式は、本会ホームページからダウンロードできます。

# 8 日 程

No.	内 容	期間
1	事業周知・募集期間	令和6年6月中旬~7月19日(金)※申請書締切(必着)
2	派遣先選考結果通知	令和6年7月下旬
3	指導者の選定	令和6年7月下旬~令和6年8月下旬
4	アドバイザー派遣・指導期間	令和6年8月下旬~令和7年2月上旬
5	「報告書」の作成・提出 (事業所及びアドバイザーの 双方が行う)	令和7年2月末 ※報告書締切 (厳守) ※報告書は他事業所に紹介できるものを作成いただきます。 また、県が工賃向上を目指す事業所に参考として公開する場合 があります。

# 9 指導の進め方及び内容

9 拍导の進め万及の内谷		
段階	内 容	
ステップ1	【事業所の現状と課題の分析】 既存事業の販売管理・商品管理・生産性の分析・事業所の強み・弱み等の把握を行う。 【マーケティング調査】 市場ニーズ調査・販路・事業種類毎の競合先の情報収集・分析等を行い、今後の事業 展開の可能性を探る。	
ステップ 2	【合意に基づいた「工賃向上計画」策定(見直し)】 (1)事業所責任者が過去5年間の決算状況を全職員に説明し、経営状況を理解できる形で共有するとともに、全職員による事業所理念の再確認・再構築と、計画目標達成の合意形成を図る。 (2)経営専門家の助言のもと、事業所が工賃向上のための実践的な経営戦略を決定し、工賃目標と実践内容を盛り込んだ「工賃向上計画」を策定(見直し)する。	
ステップ 3	【個々の専門家による点検・指導】 (1) 現在製造している商品の製造技術について、熟練した同業種の業務専門家が点検及び指導を行う。 [例] 食品加工(パン職人・加工業者・料理人)、印刷、クリーニング等 (2) 包装・陳列・店舗内装のデザイン性の観点から、業務専門家が点検・助言を行う。 [例] パッケージデザイン、グラフィックデザイン、包装技術、POP 広告等 (3) 営業活動により販路を拡大するため、企業 0B 等の業務専門家が交渉・商談等の実践指導を行う。 【新商品開発】 企業との提携により新商品を開発する。 【施設外支援・就労先の開拓】 (1) 作業発注を受けるための実践指導を業務専門家から受けることにより、職員による新規案件の獲得及び受注の拡大を図る。 (2) 機器購入等の設備投資については融資制度・補助制度の活用を検討する。	
ステップ 4	【評 価】 (1)目標達成状況の点検、評価を行う。 (2)課題を検討し、改善を図る。 (3)計画・目標の見直しを行う。	

# 10 問合せ先

愛媛県社会就労センター協議会事務局(担当:河野・多田)

愛媛県社会福祉協議会 総務企画部 法人振興課

〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館2階

TEL 089-921-8566 / FAX 089-921-8939

E x-/v shinko@ehime-shakyo.or.jp / URL http://www.ehime-selp.jp/